

2022年11月14日

吸収合併に関する事前開示書面

東京都品川区東品川二丁目2番20号
株式会社ワイヤレスゲート
代表取締役 濱 暢宏

当会社を吸収合併存続会社、株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ（本店所在地：東京都品川区東品川二丁目2番20号）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）に関する、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. **吸収合併契約の内容**

別紙1のとおり。

2. **会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項**

当会社は吸収合併消滅会社である株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボの発行済株式の全てを保有しているため、本件合併に際して、吸収合併消滅会社の株主に対して、その有する吸収合併消滅会社株式に代わる金銭等は交付しません。

3. **吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容**

別紙2のとおり。

4. **吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容**

該当事項はありません。

5. **吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容**

該当事項はありません。

6. **吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務（異議を述べることのできる吸収合併存続会社の債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項**

本件合併時における吸収合併消滅会社の資産の額は97,451千円、負債の額は180千円となる見込みです。

当会社の2021年12月31日現在の貸借対照表における資産の額は2,715,296千円、負債の額は2,144,322千円、純資産の額は570,974千円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

また、本件合併の効力発生日までに当会社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は、現在のところ予測されていません。

以上より、本件合併後における当会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、当会社の負担する債務については、本件合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

以上

別紙 1 : 合併契約書

別紙 2 : 株式会社ワイレスマーケティング・ラボの第 10 期 (2021 年 12 月期) に係る計算書類等 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び事業報告並びに監査報告)



合併契約書

株式会社ワイヤレスゲート（以下「ワイヤレスゲート」という。）及び株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ（以下「WML」という。）は、吸収合併に関し、以下のとおり合意したので、末尾記載の日付で、本合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 合併の方法

本契約に定める諸条件に基づき、ワイヤレスゲート及びWMLは合併して、ワイヤレスゲートは存続し、WMLは解散する。本契約に基づく吸収合併を以下「本件合併」という。

第2条 合併当事者の商号及び住所

本件合併にかかる吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は以下のとおりである。

吸収合併存続会社（ワイヤレスゲート）： 東京都品川区東品川二丁目2番20号
株式会社ワイヤレスゲート
吸収合併消滅会社（WML）： 東京都品川区東品川二丁目2番20号
株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ

第3条 合併対価の交付及び割当て

ワイヤレスゲートは、本件合併に際して、WMLの株主に対して、その有する株式に代わる金銭等を交付しない。

第4条 資本金及び準備金

ワイヤレスゲートは、本件合併により資本金及び準備金の額を増加しない。

第5条 効力発生日

本件合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年1月1日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、ワイヤレスゲート及びWMLは協議の上、これを変更することができる。

第6条 略式合併及び簡易合併

本件合併は、WMLにおいては、会社法第784条第1項本文に基づく略式合併に該当し、ワイヤレスゲートにおいては、第796条第2項本文に基づく簡易合併に該当することから、WML及びワイヤレスゲートはともに株主総会の承認を受けることなく本件合併を行う。

第7条 財産及び権利義務の引継ぎ

WMLは、2021年12月31日現在のWMLの貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日におい

てワイヤレスゲートに引き継ぎ、ワイヤレスゲートはこれを承継する。

第8条 従業員の処遇

ワイヤレスゲートは、効力発生日に WML の従業員を引き継ぐものとし、従業員の処遇については、別途ワイヤレスゲート及び WML が協議の上これを定める。

第9条 合併条件の変更及び合併契約の解除

本契約締結の日から効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、ワイヤレスゲート若しくは WML の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたとき、又は本件合併の実行に重大な支障となる事態若しくは著しく困難にする事態が生じたときは、ワイヤレスゲート及び WML は協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 契約内容の変更

本契約の内容は、ワイヤレスゲート及び WML の書面による合意によってのみ変更することができる。

第11条 完全合意

本契約は、本契約に含まれる事項に関するワイヤレスゲート及び WML 間の完全な合意を構成し、口頭又は書面によるとを問わず、ワイヤレスゲート及び WML 間の本契約に定める事項に関する事前の合意、表明及び了解に優先する。

第12条 分離可能性

本契約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本契約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、ワイヤレスゲート及び WML は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。

第13条 準拠法及び合意管轄

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条 本契約に定めのない事項

本契約に定める事項の他、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、ワイヤレスゲート及び WML が協議の上定める。

本契約成立の証として、本書1通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、ワイヤレスゲ

ートが原本を、WML がその写しを保有する。

2022年11月14日

ワイレスゲート： 東京都品川区東品川二丁目2番20号
株式会社ワイレスゲート
代表取締役 濱 暢宏



WML： 東京都品川区東品川二丁目2番20号
株式会社ワイレスマーケティング・ラボ
代表取締役 原田 実



第10期報告書

(令和3年 1月 1日から
令和3年12月31日まで)

事 業 報 告

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

附 属 明 細 書

事 業 報 告 附 属 明 細 書

株式会社ワイレスマーケティング・ラボ

事業報告

(令和3年 1月 1日から
令和3年 12月 31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるにおけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染防止対策として緊急事態宣言が発令されるなど経済活動への制約が続いており、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような経済環境の中で、当事業年度における業績は、営業損失 114 千円、経常損失 124 千円、当期純損失 304 千円となりました。

(2) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

貸借対照表
(令和3年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	97,451	流動負債	180
現金及び預金	97,449	未払法人税等	180
前払費用	1		
		負債合計	180
		(純資産の部)	
		株主資本	97,271
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	△2,728
		その他利益剰余金	△2,728
		繰越利益剰余金	△2,728
		純資産合計	97,271
資産合計	97,451	負債・純資産合計	97,451

損 益 計 算 書

(令和3年 1月 1日から
令和3年 12月 31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		—
売上総利益		—
販売費及び一般管理費		114
営業損失		△114
営業外費用		
雑損失	9	9
経常損失		△124
税引前当期純損失		△124
法人税、住民税及び事業税	180	180
当期純損失		△304

株主資本等変動計算書

（ 令和3年 1月 1日から
令和3年12月31日まで ）

(単位：千円)

	株 主 資 本					株 主 資 本 合 計	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
令和3年1月1日 残 高	50,000	50,000	50,000	△2,424	△2,424	97,575	97,575
事業年度中の変動額							
当 期 純 損 失	-	-	-	△304	△304	△304	△304
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	△304	△304	△304	△304
令和3年12月31日 残 高	50,000	50,000	50,000	△2,728	△2,728	97,271	97,271

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
たな卸資産の評価基準及び評価方法 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
工具、器具及び備品 3年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- (3) 引当金の計上基準
貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	2,000株	一株	一株	2,000株

附 属 明 細 書

（ 令和3年 1月 1日から
令和3年 12月 31日から ）

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
該当事項はありません。

2. 引当金の明細
該当事項はありません。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
支払手数料	25	
租税公課	21	
業務委託費	68	
合計	114	

事業報告に係る附属明細書

(令和3年 1月 1日から
令和3年 12月 31日まで)

事業報告内に記載のとおりであります。
他に補足すべき重要な事項はありません。

監査役の監査報告書

監査報告書

私は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役と意思疎通を図るとともに、取締役会に出席し、取締役からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和4年9月21日

株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ

監査役 井上 章